許可番号　第００５５４００４５７８号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所　　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目３３番８号

氏 名　　日本貨物鉄道株式会社

代表取締役　犬飼　新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条の４第１項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事　佐竹　敬久

許　可　の　年　月　日　　令和 6 年 1 月15日

許 可 の 有 効 年 月 日　　令和１１年 1 月１１日

１．事業の範囲

（１）　業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

（２）　取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

ア　廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、

イ　廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、

ウ　廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、

エ　感染性産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずに限る。）、

オ　特定有害産業廃棄物（廃ＰＣＢ等、ＰＣＢ汚染物、ＰＣＢ処理物、廃石綿等、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん及び指定下水汚泥に限る。含まれる有害物質については別記１のとおりとする。）　以上５品目

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

３．許可の条件

なし

４．許可の更新又は変更の状況

平成 6 年 1 月１２日　新規許可

平成１１年 1 月１２日　更新許可

平成１６年 1 月１２日　更新許可

平成２１年 1 月１２日　更新許可

平成２６年 1 月１２日　更新許可

平成３１年 1 月３１日　更新許可

令和 6 年 1 月１５日　更新許可

５．積替え許可の有無　　~~有~~・無

市名　　許可番号

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　~~有~~・無

以下余白

別記１

オ　特定有害産業廃棄物

廃ＰＣＢ等

ＰＣＢ汚染物

ＰＣＢ処理物

廃石綿等

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

（○印：積替・保管を除く　●印：積替・保管を含む　－印：対象外）

有害物質＼廃棄物名	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃ｱﾙｶﾘ	指定下水汚泥
アルキル水銀化合物	○	○			○	○	○	○
水銀又はその化合物	○	○			○	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○		○	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○		○	○	○	○
有機燐又はその化合物					○	○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○	○
シアン化合物					○	○	○	○
ＰＣＢ					－	－	－	－
トリクロロエチレン				○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○	○
ジクロロメタン				○	○	○	○	－
四塩化炭素				○	○	○	○	－
１，２－ジクロロエタン				○	○	○	○	－
１，１－ジクロロエチレン				○	○	○	○	－
シス－１，２－ジクロロエチレン				○	○	○	○	－
１，１，１－トリクロロエタン				○	○	○	○	－
１，１，２－トリクロロエタン				○	○	○	○	－
１，３－ジクロロプロペン				○	○	○	○	－
チウラム					○	○	○	－
シマジン					○	○	○	－
チオベンカルブ					○	○	○	－
ベンゼン				○	○	○	○	－
セレン又はその化合物	○	○	○		○	○	○	－
ダイオキシン類		－	－		－	－	－	－
１，４－ジオキサン		－		－	－	－	－	－